

# 横校労

2018年11・12月号 No. 513

## 横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411  
TEL 045-321-0512 ・ FAX 045-313-0031  
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp  
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

## 目次

人も金も伴わない「教員の働き方改革」 ～変形時間労働制～	平川 正浩 2
もうひとつの研究集会報告	朝倉 賢司 3
霧が丘代理人会議を受けて 「高野教諭に対して大変申し訳ない」	朝野 公平 4
代理人会議を終えて	高野 猛 5
人事委員会勧告に基づく給与改定に関する要求	朝野 公平 6
読者の声	
福島旅行	溝口紀美子 7

## 閉館

CLOSED



— 閉館時間よりも閉館時間が圧倒的に長い学校図書館 —

## 学校の風景

### — 図書室の主 —

十一月二日、今年度のはまっ子読書の日でした。二〇一〇年「国民読書年」を契機として、市立学校の児童生徒、教職員、保護者への読書の啓発や学校図書館の活性化に向けた意識の高揚を図るために十

一月の第一金曜日を「はまっ子読書の日」と制定したのが始まりです。各学校ではこの前後で図書委員を中心に啓発活動を行っています。本校では全学年でしおりづくりを行ったり、図書室内でイベントを行ったり、図書委員による読書紹介劇を行ったりしています。「はまっ子読書の日」の活動は学校図書が全校配置になってから、さらに活発になった印象があります。

この学校司書の全校配置ですが、教育委員会のホームページを覗くと、常に募集を行っています。離職率は発表されていないようですが、待遇の悪さから辞めていく人も多いようです。インターネットを検索すると、横浜市の学校司書の待遇の悪さを嘆いたブログや書き込みが見つかります。ある程度自分の自由に図書室作りをすることができ、仕事にやりがいを感じている人が多い反面、金銭面では悪条件としか言えない待遇で働いているようです。その待遇は時給一〇〇円、交通費不支給、一日六時間以内の勤務で週五日。基本が一年契約で、勤務成績が良好な場合は四回まで更新可能となっています。

仕事内容は、図書室の環境整備・蔵書管理、本の貸出・返却・レファレンス業務、司書教諭の補佐、児童生徒の図書委員会・学校図書館ボランティア・他機関との連携、学校図書館を活用した授業への支援、資料収集と多岐にわたり、小学校に配属した司書の方の中には、定期的にブックトークや読み聞かせを行っている方もいます。二〇二一年度から新学習指導要領が全面実施になるに向け、学校図書館に求められる役割は増えます。しかし、その機能の一端を担っている学校司書の待遇が悪いままで、継続的で安定的な図書館運営ができるのでしょうか。学校図書館に「知の拠点」としての役割を期待する前に、学校司書が、安定し安心して働ける職業になることを横浜市には期待したい。

文科省来年度予算概算要求額28億円減

# 人も金も伴わない「教員の働き方改革」

執行委員長 平川 正浩

来年度概算予算要求が出されました。しかし、残念ながら文科省は「厳しい財政状況を勘案し、真に必要な高い事項に限定することにより、国民に追加的な財政負担を求めないよう最大限求める」とし、教職員定数の改善を放棄しているのです。

改善のタイミングとして取り組むやすい機会であるにも関わらず、文科省は、財政を理由に取り組む姿勢すら見せていません。それどころか、文科省の中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では現在、「一年単位の變形時間労働制」（以下「變形制」）の公立学校の教職員への適用が討議されています。

れを受け「特別部会」の小川正人部会長（放送大学教授）が①「變形制」は民間企業で広く導入されている。②「變形制」の残業時間の上限が通常より厳しい。などと前向きな姿勢を示したことで討議が開始、進行しているのです。すでに、文科省により具体的な「變形制」を導入した場合のイメージが示されています（図1参照）。

においては、月六〇時間以内の時間外勤務ということになり、時間外勤務を基準とした過労死ラインは超えていない事になってしまいます。夏休みも部活動などで休みなく働く教員は、變形労働した分を取り戻すこともなく、ただただ長時間労働することになるのです。

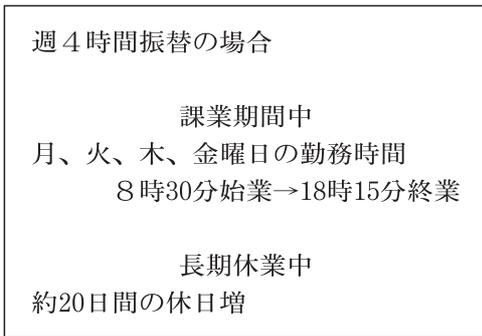
労働政策研究所が実施した調査（2014）によれば、「一年単位の變形時間労働制」で働く労働者の四〇・一％が月二〇〇時間を超えて働いている一方、「通常の労働時間制」では二五・二％であるという調査結果が出ているのです。「變形制」が、教員の負担軽減につながる制度にならないことは、この調査結果も示しています。この制度は、過労死に繋がる法外な時間外労働の実態を覆い隠し、残業代を抑制する効果がある使用者に優しい制度であって、決して総労働時間を減らしていく制度と捉えることはできないのではないのでしょうか。

## 「變形制」とはどのような働き方なのか

「變形制」とは、課業日の労働時間を延長し、それを振り替えて長期休業期間の休日、又は勤務時間を短縮するというものです。例えば、週四時間が通常の勤務時間にプラスされた場合、週四日間は、労働時間が一日八時間四五分になります。労基法により「一日の労働時間が八時間以上の場合には休憩時間一時間の付与」が義務づけられますから、休憩時間が一分増え計九時間四五分間の勤務時間になります。終業時間が一時間一分伸びることになります。休憩時間が名目でしかない現状を考えると、約一〇時間の連続勤務

ということが、通常勤務として要求される状況が想定されるということです。そうすると、これまででは勤務時間外であるから、やってはいけないとされていた諸会議や生徒への指導が、始業時間八時三〇分の職場では、一八時一五分までは勤務時間内で行われるということが想定されるのです。

図1 1年間の變形労働時間制のイメージ



「變形制」が導入されると、週四時間以上の時間外勤務が、月二〇時間以上とされません。月八〇時間の時間外勤務（過労死ライン）をしていった教員は、變形労働制

のどこが改革なのでしょう。教員にさらなる長時間勤務を強いたうえ、統計上の時間外勤務が見た目、消える仕組みは、教員の労働の現状を見ない、改革とは名ばかりの取り組みと言わざるを得ません。

## 妊産婦や育児介護を行っている教員の働き方は？ 研修権、適切な配慮などの既得権が奪われてしまう？

「變形制」によって、妊産婦や育児、介護を行っている教員の働き方は極めて難しくなることが予想されます。通院している教員は、病院の診療時間間に間に合わなくなりそうです。一七時を大きく過ぎてから始まる会議や研修会が常態化し、疲労が蓄積し心身ともに病んでい

く教職員の増加も懸念されます。「變形制」適用の主な決まりは資料1の様になっています。適用に際しては①対象とする労働者の範囲。②対象期間とその範囲。③労働日と、労働日ごとの労働時間特定期間の設定。④労使協定の有効期間。などを労使で定めることとなります。

「変形制」でも時間外勤務については、割増賃金になります。職場における労働組合運動が極めて低調で、「給特法」によって時間外勤務手当（割増賃金）の対象外になっている教員への適用は、歯止め無き無定量な仕事量の増加と無給の時間外労働の拡大を生みます。

一方で、夏期休業など長期休業中へ一五日間（週三時間振替）から二〇日間（週四時間振替）の休日振り替えや勤務時間の短縮も現実的ではありません。横浜市の場合、すでに長期休業の日数は他都市以上に大きく減らされています。小中交流事業、教育課程の研修など様々な官製研修も目白押しです。また、補習をやっている（やらされている）職場が殆どですし、部活、弁論大会、様々な発表会等も目

白押しです。現状でも、夏期職免をとることでさえ精一杯な職員もいますし、年休さえ満足に消化できない職員は数多く存在します。長期休業中の一五日間から二〇日間の休日の増加は、むしろ無給の「休日出勤」を増やすだけであり、年休消化率のますますの低下をもたらすことも必然です。

そもそも私たち教員には、広く自主研修権が認められていません（資料2）。ですから、夏休みなどの長期休業は、職員室から離れて、視野を広げ多面的に学ぶための自主的な研修を行う貴重な期間です。横浜市では半日以上研修の場合は研修計画、報告書の提出が必要になっていきますが、三時間三〇分未満の自

己啓発研修はその必要もありません。しかし、「変形制」適用はその研修権さえも一方的に奪うことにもなります。長期休業中の「適切な配慮」の適用も同様です。

このように、現在私たち教育労働者にとって更に厳しい労働状況を生み出す討議が進められています。一方で、勤務時間を意識しないで職場にいることは、「変形制」の適用を呼び込むこととなります。どうしたら勤務時間内の仕事を終わらせることができるかなど自分の働き方をもう一度振り替えるとともに、労働条件の大幅な改悪に反対する

私たちが横校労と一緒に「変形制」反対の声をあげよう！  
11月文科省交渉へ！

このように、現在私たち教育労働者にとって更に厳しい労働状況を生み出す討議が進められています。一方で、勤務時間を意識しないで職場にいることは、「変形制」の適用を呼び込むこととなります。どうしたら勤務時間内の仕事を終わらせることができるかなど自分の働き方をもう一度振り替えるとともに、労働条件の大幅な改悪に反対する

資料1

年間の総労働時間	2085.7 時間
1日の労働時間の限度	10時間
1週間の労働時間の限度	52時間
連続して労働できる日数	6日

資料2

教育公務員特例法第20条

- 1 教育公務員には、研修を受ける権利が与えられなければならない。
- 2 教員は、授業に支障の無い限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を受けることができる。

「もうひとつの研」研究集会報告

一〇月二八日横浜市開港記念会館を会場に、「もうひとつの研」が主催し横校労が後援する第十三回研究集会が約四十人の参加で開かれた。今回は「明治百五十年記念施策を斬る！（その4）」の位置づけで「赤松小三郎ともう一つの「明治維新」——江戸政権「改装」の可能性——をテーマにしたものであった。講師に『赤松小三郎ともう一つの「明治維新」（作品社）』の著者である関良基氏（拓殖大学教授）に「江戸末期の立憲政体論」で講演頂いた。

講演の冒頭、現在の安倍政権まで繋がる日本会議などの右派かつての講座派の明治維新評価が、左右を問わずいかに似通ったものであるかの例示があった。明治維新前後における立憲政体論の論陣と「長州レジーム」による圧殺、暗殺の事実が具体例を挙げながら説明された。

江戸の諸藩では慶応年間から近代的立憲政体論の理解者、推進者が多かったこと、明治維新によって近代的立憲思想が芽生えたのではなく、理念的には慶応年間の構想より後

退し天皇神格化思想が蔓延、やがて自由民権派も天皇大権を承認するようになったこと。実際に建白された憲法構想は坂本龍馬による実在しない「船中八朔」等ではなく、公儀側と薩土側両方をみてもいくつもあるが、その中で赤松小三郎の「御改正口上書（略称）」は実際の働きかけの証拠が残っており内容的にも明治憲法を超えた優れたものであったことが示された。そしてこれまでの否定的或いは無視に近かった赤松小三郎評価については、右派による明治維新礼賛物語だけでなく、左派の経済社会的規定から赤松建白書の理念をありえないものとする「プロクルステスの寝台」的評価の批判があり受講者の慧眼を開くものであった。

講演に続き、かつて横浜貨物線建設反対運動で住民運動を実践してこられ関良基氏から自治の観点からの提起があった。講演後、集会参加者との活発な質疑討論が展開され密度の濃い研究集会を終えた。

（朝倉賢司）

# 「高野教諭に対して大変申し訳ない」

## 霧が丘中事件の代理人会議報告

審査請求者側…審査請求者 高野 猛 教諭

同上代理人…赤田圭亮 山本 理、平川正浩

野村和造弁護士 北村理美弁護士 (書記 朝野公平)

教育委員会事務局側…教職員人事課長 市川一弘

教職員人事課第一係長 松田 悟

北部学校教育事務所教職員係長 田中 慈人

代理人弁護士 田鍋 智之

(書記 教職員人事課第一係 齋藤翔太)

一〇月二二日(月) 関内駅

前第二ビル6階会議室にて表

記の会議が行われた。霧が丘

中事件(以下…本件)につい

ては本紙で事件の概要、人事

委員会公開口頭審理、裁決の

総括を報告した(本紙…50

7~512号参照)。裁決に

より、高野教諭の懲戒処分は

「減給一〇分の一」より「戒

告」に修正されたが、処分者

からの謝罪、当該の名誉回復、

減額分の賃金の保証など多岐

の手續きがあった。その最終

節となった代理人会議の一部

を報告する。

市教委は、この十数年「人

事的処分」を乱発しているが、

「処分取り消し」を求めた訴訟をご存知だろうか。二〇一

三年一月二十九日、東京高裁

での逆転勝訴判決が最高裁で

確定し「処分取り消し」とな

った事例。その後の二〇一四年

三月一六日、市内で「裁判終

結お礼と報告のつどい」に参

加した私は、岡田尚弁護団長

から「判決確定から三カ月も

経つが本人に何の連絡もない。

市教委は身分保障も賃金補償

も何ら解決策を示そうとしな

い」という怒りに満ちたコメ

ントを聞いた。

市教委は「想定されない業

務は、対応が決まっていな

はて、どうしたものやら…」

と考えているかさえ危うい。

現場に謝罪させても、官僚た

るもの逸脱があっても謝罪な

ど想定外なのか。本件でも人

事委員会は市教委に対し「裁

量権の逸脱」との厳しい断罪

はあったが、放っておけば

「給料と一緒に、減給分を振

り込んでおけば」程度になる

との危惧のもと、五月から人

事課と折衝を続け、ようやく

代理人会議と称し「謝罪の場」

が設けられた。会議冒頭、市

川教職員人事課長より「裁決

についての見解」が述べられ

た。要旨は以下。

平成二六年一月に高野猛教

諭に対して教育委員会が行い

ました減給一〇分の一、三カ

月の懲戒処分につきましては、

平成三〇年四月一八日「これ

を戒告にする、修正する」と

の裁決が人事委員会よりあり

ました。

裁決では「教育委員会が行っ

た処分では処分対象となる事

実の認定および量定の採択に

おいて妥当性を欠くものであ

た」とされ、これを戒告に修

正されたことを大変重く受け

止めております。

〈妥当性を欠く事実の認定〉

裁決では、

「平成二五年一〇月、校長が

「平成二四年九月一六日の下

本件について、はじめて高野教諭に聞き取りを行った際、処分量定表を見せ『不適切なことはしないか、不適切なことはしていないか、心当たりはないか』とだけ聞いて、具体的なことを伝えず曖昧な聞き方をした。」

「校長が高野教諭に具体的なことを確認していない時点で、校務を外すことを伝えるとともに、保護者に対し生徒に負担をかけていることなどについてお詫びした。」

これらの点について、

「学校として請求者が非違行為を行っていたことを前提として聴取を行っていることを裏付けている」と指摘されました。

また、「当時二年生であった生徒は、学校に話を聞いてほしいと訴えてきたにも関わらず、学校は話をきいておらず聴取が必要であったと思われる生徒に聴取していない」と指摘された他、

「一年生についてもより慎重に聴取対象者を選定すべきであった」と

「平成二四年九月一六日の下着の肩ひもを引っ張る行為について、複数の証言があると

「逸脱はあっても謝罪は…」

本市元教諭・河野優司氏が

二〇〇七年、痴漢冤罪事件に

より懲戒免職され、市教委に

然、行政が謝罪するもの」と考

えて良さそうだが、実際は違

分が立証された」ならば、「当

ることになる教員としては、

「準司法により誤った懲戒処

記載、個人情報紛失など

合の行政の対応にマニュアル

はない。学校での連絡票の誤

「当事者への即刻の謝罪」をす

はいえ処分対象行為とするに当たっては事実確認をより慎重に行うべきであった」とも指摘されました。

教育委員会が行った事実認定について、裁決書では「処分者としてより慎重かつ中立的、客観的立場に立って対応すべきであったのであり、適切であったとはいえない」とされました。

〈妥当性を欠く量定の選択〉

裁決では

「本件について懲戒事由該当性があることに変わりはない」としながらも、「処分者の調査方法にも至らない点があり、また処分者が主張する事実の一部については認定することができない。類似事例との比較の結果、本件処分はその量定の選択においても裁量権を逸脱した過分なものと云わざるを得ない。従って本件処分は事実の認定および処分の量定選択において妥当性を欠く」とされました。

〈高野教諭に対して大変申し訳ない〉

本件における事実認定および、その調査手続き等について裁決により指摘されたことを鑑みるとより慎重に行うべきであったと考えます。

結果として過大な量定での懲戒処分を行い、高野教諭には多大な負担をおかけしてしまふことになりました。

教育委員会として改めて、人事委員会からの指摘を重く受け止めると共に高野教諭に対して大変申し訳ないです。以上でございます。

この見解の後、請求者側代理人からの発言が続いた。野村弁護士からは「認知バイアスに陥った事情聴取」「ないと断言された記録が、実は存在した」など処分者側への法的視点での批判的見解を述べたが、公開審理への出席はなかった市川課長がこれを聞く機会は稀有なことであったろう。事務局側田辺弁護士からは「(上記の)記録の存在は手続き上、問題があった」「権力を行使する側なので、公平な立場で調査をする必要がある。教育委員会内部で、今後の手続きについては検討できるような市教委側代理人の立場から申し上げたい」との

コメントがあった。

当組合は、〇四年の初任者退職強要事件で分限免職を阻止し、校長と市教委に対し損害賠償請求の裁判を起し、一四万円余を払わせた闘いがあった。本件では、これを発展させ、請求者高野教諭への謝罪までを一つの目標としていた。「卒業アルバムからの削除」「離任式からの抹消」「戒告の妥当性」など追及しきれなかった点もあり、何とか「謝罪」のみ取るかたちとなり代理人会議を終えた。ただし、謝罪があったとしても、高野教諭の名誉回復は不可能だ。瑕疵や誤認があったとしても、当局が張ってしまったレッテルをぬぐうことはできない。会議の終了直前、市川課長が高野教諭に「先ほど、高野さん『これからの子どもたちのために』とおっしゃったが、我々も子どもたちのために全力をつくしていきますのでお互い頑張ってください」と思うので、よろしくお願ひします」とコメントがあった。さて、管理職から「子どもたちのため」という情緒的な言葉が出たときは、要警戒であ

る。市教委の事情聴取、調査手続きが如何なものか今後も

注視が必要であろう。(中支部 朝野 公平)

霧が丘中勝利採決にあたって開催された代理人会議を終えて

今回の代理人会議で、教育委員会に対しては「完全に終わったのだな」と思います。長い間、ご支援頂き、ありがとうございました。

口頭審理以上にプレッシャーを感じていたようで、午前中から腹痛がありました。帰りも謎の渋滞に巻き込まれて、ぐったりでした。

人事委員会裁決(戒告は残りでしたが)は、組合や弁護士の先生方をはじめ多くの方々に支援によるもので、到底一人ではたどり着けない結果でした。さらに、現在の(流石に「当時の」ではありませんが)人事課長から、直接謝罪を受ける場面まで設定して頂きました。市教委側の田鍋弁護士との趣旨は、いまいち理解不能でしたが、人事課長には「我々も横浜の子

ども達の為に全力を尽くしていきます」という言葉を実現して欲しいと思います。公開口頭審理での高部元副校長のほとんど聞き取れない小声での証言、剣道有段者のあの「怪演」は市教委の指示だったのか。赤田さんの緻密な事前調整と、裁判研での方針調整の甲斐もあって、(あの副校長以外)誰も悪者になることなく、代理人会議を無事終えることができました。後日、野村先生から血糖値と筋力レについての情報をメールで頂きました。こちらの戦いも、勝利を目指して継続していきます。

みなさん本当にありがとうございました。

中支部 高野 猛

横浜市教育委員会  
教育長 鯉淵 信也 様

2018年11月6日  
横浜学校労働者組合執行委員長 平川正浩

## 人事委員会勧告に基づく給与改定に関する要求書

厚生労働省が2月7日に発表した2017年の毎月勤労統計調査（速報）によると、物価変動の影響を除いた賃金の動きを示す実質賃金指数が前年を0.2%下回り、2年ぶりに低下した。（以下省略）

教員の長時間労働については、平成25年「横浜市立学校教職員の業務実態に関する調査」で明らかになっているが、「教員は自主的に超過勤務をしている」というスタンスは、当組合が市教委との交渉で明らかになってきた。この長時間労働をはじめとする過酷な労働環境は、ここ数年で世間にも知れ渡るようになり、「ブラック」と認知され採用試験受験者数の減少、教員免許の保持者数の減少など、もはや持続可能な教育環境すら保てない状況を招いている。長時間労働への抜本的な対策になるものではないが、初任給については1500円、それに続く若年層については1200円、それ以外の職員については500円を基本に改定をおこなうべきである。

特別給の改定については、「勤勉手当に配分」ではなく「期末手当に配分」を要求する。勤勉手当は、管理職の人事評価により成績率を4段階にランク分けしており、それにより支給される割合が決定されている。今般、引き上げられる0.05月分は、傾斜的に配分されることになる。この成績率に配分について、主幹の70%に「上位成績」が付与されている自治体がある。主幹は、一般教諭から切り離し差別給料表を設けた新たな「職」であるのに、更に人事評価での特別扱いが明らかになった。こうした事態が本市でも発生していないか調査を求めるものである。また、本市の人事評価では、所定の面談がなされないことや、人事評価の結果が管理職より配布されない、短時間勤務者への配慮事項がないなど制度設計の不備、制度の運用に妥当性を欠く事態が散見されていることから、不当な人事評価が反映される「勤務手当への配分」は容認されるものではない。

人事委員会までもが「休憩時間が全く取れていない教職員が56.2%」と把握する事態となったことは遺憾である。労基法の違反状態を数十年に渡り放置し続けた上で、市教委による「横浜市立学校教職員の働き方改革プランの推進で改善していく」という説明は、何ら説得力を持たないものである。よって横浜学校労働者組合は以下の事を要求する。

- 1 教員の確保、長時間労働解消への具体的な策動の遅れを勘案し、月例給の改訂を初任給については1500円、それに続く若年層については1200円、それ以外の職員については500円を基本に改定をおこなうべきである。
- 2 勤勉手当での成績率について、「教諭」「主幹」「副校長」「校長」ごとの成績率の分布を一覧表にして示すこと。
- 3 特別給の改定内容について、0.05月分引き上げを「勤勉手当」ではなく「期末手当」に配分すること。
- 4 人事委員会が把握する休憩時間が取れていない状態は「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」の遂行の問題ではなく、労基法を遵守するという極めて当然な遵法意識、基本的な労務管理によるものなので、直ちに対策を講じること。

以上

10月12日の人事委員会勧告により、10月25日市教委労務課より給与等改定について勧告通りの提案がなされた。横浜市立学校の劣悪な労働環境は本誌読者諸賢が知るところである。私が採用された10年前は、教員の勤務を批判的に捉えた「民間ならありえない」という言葉を耳にした。しかし、ここ数年は「残業代なしの定額働かせ放題」「全員顧問制という怪しい根拠の部活業務」「24時間連続労働の宿泊行事」などの働き方を問題視し、論評する学者やコンサルタントが出現してきた。識者から「ブラック」「民間ではありえない」とされるものの、その勤務条件は相変わらずのまま。果たしてこの状況に見合う賃金が示されているのか大いに疑問である。当組合は上記要求をもとに当局と交渉を進める。

（中支部 朝野 公平）

持続可能な開発教育の実現などほど遠い

毎回楽しみに読ませて頂いております。忙しすぎて普段見過ごしてしまっている大切なことに気付かせてくれる記事も多く、自分の職場を客観的に見つめ直すいい機会になっています。「働き方改革」が叫ばれていますが、実感はほぼありません。理想と信じる教育活動を、いかに効率的に無理なく進めていくか本気で考えないと、文科省のいう「持続可能な開発教育」の実現などほど遠い…と皮肉めいて思ってしまうます。

（40代 小学校教員）

### 読者の声

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

わたしにとって横校労が「指標」

「学校の風景」から編集後記まで毎回しっかり読ませていただいております。

毎日の仕事を熟すことで一杯一杯です。このままでは気がつかないうちに何処に流されてしまうのか不安です。今考えなくてはいけないこと、理解しておかなくてはいけないこと、全て横校労を読むことで知りました。何とか流されずにいられる。私にとって横校労が「指標」です。

（28才 中学校教諭）

「横校労」購読料カンパのお願い

いつも「横校労」をご愛読くださり、ありがとうございます。 「横校労」紙代、ならびに交渉・闘争等、組合活動へのご支援のカンパをお願い申し上げます。

# 福島旅行

溝口 紀美子

二〇一八年七月末、横校労の退職組合員三名と友人たち二名で、福島を訪れた。NPOライフケアの関久雄さんの案内で、地元の人との交流と視察を通して福島の状態を知るのがテーマだった。

## 関さんのいる

関さんは、福島県二本松市在住で、事故の前から福島原発が危ないと廃炉を訴える運動に熱心に関わっていた。事故後、お連れ合いと子どもは米沢に自主避難した。自身は二本松で二〇一二年からNPOライフケアを立ち上げ、自然医学の普及活動、仮設住宅・借り上げ住宅の訪問、コミュニティサロン事業などの被災者支援を精力的に行い、詩作や紙芝居の制作にも携わっている。また毎夏福島の子どものための保養キャンプを佐渡ヶ島で続けている。米沢に自主避難した家族は、二〇一七年三月で家賃補助が打ち切られて、家主である法人から住宅明け渡し訴訟を起こされた。

## 汚染は金になる

福島駅から車で信夫山公園に向かった。家と家の間にシートで覆われた小さな山がある。そ

れは、その家から出た汚染土で、敷地内に保管されたままである。公園では、汚染土の入ったフレコンバックが整然と階段状に大きな山となって積み重ねられていた。その数は二千万個とも三千万個とも言われている。起重機が動いていた。今はこれを浜通りの中間貯蔵施設に移動中だという。

この移動に莫大な金が出て、ゼネコンが儲かるようになっていくらしい。「汚染は金の成る木」と車中の誰かがつぶやいた。

## 「お帰りなさい 首を長くして待ってたよ」

飯館村に入った。右の言葉が入り口の看板に書いてあって、上部の線量計が〇・二四μシーベルトを表示していた。道の駅「まてい館」という真新しい建物で、飯館村の安齋徹さんから



飯館村の入口看板



道の駅「まてい館」にて

話を聞いた。

来年の三月には仮設住宅を出なくてはならない、月一〇万円の慰謝料も今年の三月までで終わった。以前の家は、まだ一から二μシーベルトあって、猪の住処でとても住めない。自分は家を建てているが、やむなく村に帰る人もいる。山は三・二μシーベルト、土壌は一立方メートルあたり数十万ベクレルの汚染、水も汚染されている。飯館の避難解除宣言について村長は国が決めたことというが、国は村の強い希望だという。村長は村民を村から出そうとしない。村民の意見を聞かないのに、村民の総意と言う。全く安倍と同じ。村の新しい整備に何十億もかかっている。放射能の影響と思われる甲状腺異常が身近な子どもにもいるし、自身も脳梗塞、心筋梗塞になった。福島県は甲状腺癌の統計も取っていない。

## 「希望はない、時間を戻してくれ」

宿舎に「ふるさとを帰せ 津島原告団」の柴田明範さんがいらして、線量計が一二〇・三μシーベルト/hを示している写真を見せながら話をしてくれた。地震のあった三月一日、柴田さんは工事現場で働いていて、乗っていた二トンの重機がゆらゆらと揺れた。すぐに家に戻ったが家は何ともなかった。息子たち二人は福島原発で働いていた。大変な思いをしたが、幸い二人とも無事だった。原発事故当時、津島の避難所では水がなく、子どもたちはコップに入れた雪を溶かして飲んでいった。内部被ばくの影響を思うと、あの時どうして止めなかったのか、大人たちはずっと後悔している。避難している二本松には話せる人がいない。会社では「一〇万円もらっていてなぜ働く」と

内堀知事の息子は東電社員、県民に対して一番ひどい対応をしている。憤懣やるかたない安齋さんの話は、福島県の汚染隠しの実態を赤裸々に暴いていった。村民の健康や生活よりも村の存続を優先させる村長、政府・県は目に見える復興には金を惜しまないが、その陰で、村民の命が粗末にされていた。

嫌がらせを言われた。娘は学校でいじめに会って登校拒否になった時期があった。友人は運動会の応援席で「バイショウキンが走ってる」と聞いて、見たら自分の息子が一番で走っていた。友人は愕然とした。立ち入り制限の浪江の自宅で割腹自殺した人がいる。若者たちは浪江の津島出身というだけで結婚差別を受けている。津島の線量が高かったことはみんな知っている。結局浪江出身者同士のカップルになる。自分の息子もそうだ。

「ふるさとを返せ」の裁判は、ふるさとを元通りにしてくれというところ、それができないのなら相應の賠償をしろということ、ふるさとに帰れないのに賠償の打ち切りは理不尽の上ない。自分に希望はない。時間を戻してほしい。

**大玉村「あだたらの里」**  
 ↳本宮スマイルパーク

翌日、大玉村から視察を始めた。大玉村には仮設住宅があった。関さんは何度も通ったと言った。今は無人である。二本松には大熊町の復興住宅が建てられなかった。地域の人たちの交流はないらしい。イベントをやるから被災者に声をかけてもなかなか外に出てこないと言った。支援の難しさを語った。佐渡の保養では「隠れキニシタン」という言葉

が保護者から聞かれたという。今の復興ムードの中、放射能汚染を気にすることまで隠さなければならぬような雰囲気がある。直売所「あだたらの里」の農作物の台には笑顔のトキオのポスターが貼ってあった。

本宮スマイルパークは、放射線量が高くて子どもたちが外で遊べないので二〇一二年に作られた子ども屋内遊び場である。巧みに作られた人工の木の根やかぶと虫の幼虫が展示してあって相当のお金がかかっている。英国のウィリアム王子と首相が視察したのでプリンス・ウィリアムズ・パークともいうらしい。

### コミュニティ福島

次に訪れたコミュニティ福島は、三春町に二〇〇億円使って作った福島県環境創造センターの交流棟であり、福島県の子どもたちが必ず一度は学習に来る。楽しく放射能を学習しましょう、福島の未来を明るく創造しましょうという風で、原発事故の展示はあるものの、行政の責任や教訓に関するものはない。放射能が体に与える影響をきちんと伝えていないのではと思えた。隣の研究棟では莫大な放射性廃棄物をセメント化する研究が行われている。環境省は、八千ベクレル/kgを上限として再利用を認めたが、それは法定の安

全基準一〇〇ベクレル/kgの八〇倍もの高さである。どんな研究が行われているのか、私たちに知らされることなく高い放射性を帯びた廃棄物が街に埋められたりビルに使われたりはしないか、不安が募った。

### コミュニティショップ

#### 「えすぺり」

船引町の「えすぺり」という農家レストラン風のコミュニティショップで昼食を取った。そのオーナーの人形劇団「赤いトマト」の人形劇を見ながら、お話を聞いた。

三〇年前から有機農業をしてきた。産直販売が軌道に乗りかけたところでの原発事故だった。お客は離れた。こちらの野菜の放射能をベクレルモニターで測ったところ、大滝根山が風を防いだのか意外にも低い値だった。測定して数字を示して野菜を売ることにした。「月壺クラブ」という産直販売をしている。「えすぺり」は三千万円かかったが、店を建てることを目標にする中で気持ちも立ち直っていった。だが、原木椎茸を生業としていた友人夫婦は仕事をなくしてしまった。

人形劇「太郎と花子のものがたり」は、その友人夫婦の話だった。三五年、山を切り拓いて椎茸の原木栽培を夫婦でやってき



人形劇「太郎と花子」

た。それが原発事故で汚染された。若い時からの苦労が報われ椎茸栽培が軌道に乗った矢先のことだった。原木六万本、椎茸一日四トン捨てた。人形劇は老年にさしかかった夫婦の絶望的な会話で終わった。

放射能汚染は、農民・漁民の生きがいやプライドをずたずたにしたのだった。そして、今は見る側であるあなたたちも、このままではこの人形劇の「太郎」と「花子」になりますよという話だった。

### 郡山駅から

関さんとそのスタッフたちが郡山まで送ってくれた。「明日から佐渡の保養に行くんだ。」と言う。「一か月の島流しだよ。」と笑う陽気なおじさんたちは、きつと子どもたちの人気者だろうと思った。忙しい日程のなか私たちの旅行を入れてくれた

のだと感謝した。二日間ではあったが、大きくて重たいものを多くの人から渡された旅行だった。年間二〇ミリシーベルトまでなら許容範囲という政府は、人の命をなんだと思っているのだろうか。被ばくで多くのものを失った人たちを切り捨てて、復興を謳う事業には金をつき込む。この国に住む私たちは、私はどうすべきなのか、問いかげながら横浜に帰ったのだった。

## 夏炉冬扇

### 2018年 10月

- 5日(金) 中支部会
- 10日(水) 執行委員会
- 12日(金) 人事院勧告説明会
- 霧が丘代理人会議打ち合わせ
- 16日(火) 東支部会
- 22日(月) 霧が丘代理人会議
- 26日(金) 大船支部会
- 28日(日) もうひとつ研「研究集会」  
開港記念館

### 11月

- 2日(金) 中支部会
- 14日(水) 執行委員会
- 16日(金) 市教委給与改定交渉
- 20日(火) 東支部会
- 28日(水) 執行委員会
- 30日(金) 全国文科省交渉

### 編集後記



\* 来年度の保育園利用に向けて新規申請を行なった。四月より一歳児クラスに入園希望する未っ子のためである。まずこの申請書類をまとめるのがなかなか大変。職場で就労証明を書いてもらうのはもちろんだが、今回はマイナンバーの届け出も必要になった。そして利用施設の希望欄は第八希望まである(欄外にもっと書いてもいいらしい)。三歳の次女が現在通園している保育園を第一希望にし、そこからは保育方針もさることながら送迎できる立地、入所可能人数、入所待ち人数を考えて決める。○歳児クラスのある保育園では一歳児クラスからの受け入れは大変厳しい。市のホームページには月毎に保育園の入所等状況が更新されているが、こんなに待っている人がいるの?!と驚くばかり。待機児童数減などほんのまやかしてある。もっと産みやすい、育てやすい世の中を作りませんか、ねえエライ人たち。(n)

### \*お詫びと訂正

先月号「学校の風景」の中で「提出別へのコメント書きや部活指導など、…」とありましたが、「提出別」ではなく「提出物」が正確な引用でした。訂正してお詫びいたします。  
\* 今月号の「原発棄民」はお休みいたします。